

令和7年度第2回子ども・子育て会議（令和7年8月26日開催）におけるご質問に対する回答

No.	ご質問等	回答
基本目標 2-1-11 「地域乳幼児親子交流・支援事業」	各児童センターでの「乳幼児親子あそび」の参加者数について、令和6年度から令和7年度で数字が増えているが、これは同じ方が利用する回数が増えたのか、それとも利用する家族が増え、裾野が広がっているのか。	各児童センターに確認をしたところ、同一利用者のリピートだけにとどまらず、新たな利用者参加も増えているということです。また、児童センターによっては、育児休業中の父親の利用も増えています。これらは、本市が取り組む子育て支援施策の一環として、地域に開かれた施設運営や育児期の不安軽減に向けた支援策の充実が評価されているものと受け止めております。 また、リピーターの存在は児童センターの信頼性と魅力を裏付けるものと考えており、今後も親子連れが安心して継続的に通える居場所であり続けたいと考えます。
基本目標 2-2-2 「家庭教育啓発事業」	大項目は「家庭・地域教育の支援」とあるが、記載は家庭教育を中心（リーパスカレッジ事業）に書かれている。地域に関する事業について記載は無いのか。目標値などはなかったか。地域の教育力を活かしていくために、今後どのような事業展開などを考えているのか。	第2期子ども・子育て支援事業計画及び第3次生涯学習基本計画において、具体的な目標値などは設定しておりません。地域の教育力を活かしていくために、地域課題の解決につながる社会教育活動が活発に行われるよう、社会教育委員の会議を通じて、社会教育関連団体の相互連携や情報共有の機会を創出することを推進しております。 令和6年度の成果として「公民館を子どもたちの第三の居場所に」をテーマにしたつどいを開催いたしました。この場では、すでに公民館で活動を行っている地域団体からの実践報告を受け、小グループや全体での意見交換を通じて、つながりづくりを学び合う場を創出することができました。今後もこれらの事業を通じて、地域の教育力を活かし、広げていけるよう取り組んでまいります。
基本目標 2-2-3 「乳幼児親子交流・支援事業」	はじめの一步プログラムについての成果が記載されているが、加えてNP（ノーバディーズ・パーフェクト）プログラムについても成果として記載されるとうれしく思う。	NPプログラムは「児童権利擁護事業」に該当しますので、今後そちらの事業での記載を検討します。

基本目標 3-1-11 「修学・進学等支援事業」	（高校の入学金等の支払い困難なケースについて）社会福祉協議会の貸付制度などを利用してはどうか。保証人なども必要なく、一時的な入院などに関しては使い勝手が良いものだが、利用率がなぜか少ないと聞いている。そういった支援に繋がっていないのであれば活用を検討してはどうか。	古賀市社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」は、進学する際の準備費用や授業料も対象になります。緊急で入学金等が必要な場合は、お早めに相談いただければある程度柔軟に対応できますとの回答もいただいておりますので、そちらの情報も併せて発信していきたいと考えます。
基本目標 4-3-5、4-3-6 「多様な人的配置推進事業」	心の教室相談員は、どの事業に該当するのか。	基本目標 4-3-8「教育相談事業」に該当します。多様化する子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援が行えるよう、少人数学級対応講師、教育支援員、日本語講師など、学校にさまざまな人的配置を行うとともに、教育支援センターの環境整備やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の専門スタッフの配置などによる教育相談体制の充実、全教職員の資質・指導力向上による学習支援体制の充実を図っています。
基本目標 4-3-8 「教育相談事業」	小中学校に不登校児がどのくらいいるのか。	小学校 98 名、中学校 133 名 調査期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 （【令和 7 年 7 月 4 日開催】古賀市いじめ防止対策推進委員会及び古賀市いじめ問題対策連絡協議会 資料「令和 5 年度古賀市児童生徒の問題行動・不登校等調査結果について」より）

ご質問のほか、会議でいただきました委員の皆様からのご意見等につきましても、所管課に共有させていただきます。